

別紙 【新旧対照表】部活動実施上の留意事項について（通知）

新（令和4年1月11日時点）	旧（令和3年10月7日時点）
<p>1 感染防止対策について</p> <p>○ 運動部では、近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また、身体活動を伴わない時間帯や、呼吸が荒くならない程度の低負荷のトレーニング中においてはマスク着用を徹底し、練習開始時や終了時の挨拶、活動中の応援等についても、極力発声を控えること。</p> <p>○ 文化部では、これまで吹奏楽や合唱活動等による感染拡大事例が複数件確認されていることを踏まえ、特に管楽器演奏や発声を行う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また活動全体において、例えば人と人との距離について、ガイドラインに示された基準を上回る距離を確保するなど、より慎重な対応を行うこと。</p> <p>2 活動の制限について</p> <p>○ 休養日の設定や活動時間については、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守することとし、<u>公式大会等への参加を除き、原則昼食を挟まない活動とすること。</u></p> <p>○ <u>活動は通常の活動場所でのみ行うこととし、高体連、高野連、高文連及び競技団体、文化団体主催の、全国あるいはブロック大会及びコンクール、発表会への参加を除き、他校（県内及び県外）、大学生チーム、社会人チームとの交流及び県外への遠征は行わないこと。</u></p> <p>○ 県外での大会等への出場に際しては、生徒と保護者の意向を尊重すること。また、<u>出発前と帰県後にはPCR検査等の検査を実施することが望ましい。（令和4年1月5日付け教保第604号参照）</u></p> <p>○ <u>週休日、休日や休業日に活動を行う際には、校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断すること。</u></p>	<p>◀新規▶</p> <p>◀新規▶</p> <p>◀新規▶</p> <p>○ 以下の活動は、これまで感染拡大事例が発生した、比較的高いリスクが高い活動であるという認識の上で、十分な感染防止対策を講じて実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外への遠征及び県外の学校との交流 ・ 大学生チームや社会人チームとの交流 ・ 県外在住の指導者を招いての活動や、県外から帰省した卒業生等との交流 <p>※ これらの活動を行う際校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を慎重に判断すること。</p> <p>※ 県外への遠征及び県外の学校との交流に</p>

- 宿泊を伴う活動は、公式大会への参加に限り、必要最小限の泊数で行うことができる。その際、1室あたりの宿泊者を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に十分に打ち合わせを行うこと。

- 県外在住のコーチ等を招いての活動や、県外から帰省してきた卒業生等との交流は行わないこと。

際しては、生徒と保護者の意向を尊重すること。

- ※ 県外遠征の際、出発前と帰県後には抗原検査等を実施することが望ましい。また、交流する来県者についても、来県前に検査を実施することが望ましい。

- 宿泊を伴う活動は必要最小限の泊数で行うことができる。その際、1室あたりの宿泊者を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に宿舎担当者と十分に打ち合わせを行うこと。

《新規》